

隣保館だより

第451号

2024年 1月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088 - 2

TEL : 0973-76-2468 FAX : 0973-76-2446



年の始め

しょうもんらいふく
笑門来福

めいかく もくひょう む
明確な目標に向かい

あゆ
歩みはじめる

しあわ ねが
だれもが幸せを願う

よろこ かな わ あ
喜びや悲しみを分かち合い

わら たの す
笑って楽しく過ごす

❖ 新年のごあいさつ ❖

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられたこと、お喜び申し上げます。また、旧年中は九重町隣保館の活動にご支援ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、2016(平成28年)年にあらゆる差別を解消するため「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」そして「部落差別解消推進法」の3つの法律が施行され、7年が経過しました。九重町でも人権問題への関心が高まってきていると考えますが、一方で法律を知らない方も多く存在しているのも事実です。

九重町隣保館は部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図るための人権啓発の拠点施設として、また地域住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして皆様に寄り添い、人権問題の解決にむけた相談活動や、研修会をはじめとする教育・啓発活動に職員一同しっかりと取り組んでまいります。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。

最後に、本年が皆様にとりまして、明るく希望に満ちた1年になることをお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

九重町隣保館 職員一同

子どもの人権

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身取引、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

子どもとは、成長の過程にある者であり、大人と同様、子どもも人権を持っていることを誰もが認識しなければなりません。



九重町隣保館では、「子どもの人権」をテーマに人権学習会を行いますので、ぜひご参加ください。日時等は本紙4面をご覧ください。

企業と人権（ビジネスと人権）

企業の社会に対する影響はますます大きくなっています。そのため、企業も社会を構成する一員であり、企業は地球環境や人権に配慮した行動をとるべきであるとする、「企業の社会的責任」（Corporate Social Responsibility = CSR）という考え方が広まっています。

例えば、消費者に対しては、安全で、かつ、環境への影響が少ない商品を提供する事、また、あらゆる消費者に対して平等に接し、公正な取引をすること、さらには顧客データなどを保護し、プライバシーを守ること、などが該当します。

従業員に対しては、仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）、採用や人事評価での公正性、機会均等の補償やハラスメント防止の徹底など、皆が気持ちよく安心して働ける職場づくりが挙げられます。さらに、地域社会に対しては、企業活動が地域環境や住民の生活に悪影響を及ぼさないようにし、社会の一員としてコミュニティに参画し、社会貢献活動を通じて地域のさまざまな課題に応じていくことも社会的責任の一つです。

このように社会に大きな影響を持つ企業が、あらゆる人々や環境に配慮し、人権を守ることが必要とされているのです。そのため、社是・社訓や経営理念と呼ばれる経営の基本方針の策定や見直しにあたり、人権尊重の思想を組み込んだり、企業活動において守るべき倫理綱領などを策定する企業も増えてきました。こうした動きすべてを含む企業活動が、企業の社会的責任（CSR）とっていいでしょう。企業の社会的責任（CSR）を意識し、働きやすい職場づくりにつなげていきましょう。

九重町隣保館では、1月22日（月）に企業へ対しての人権研修を行います。

この日以外でも、人権研修や人権についてのご相談を受け付けておりますので、お気軽に隣保館までお問合せください。

（公益財産法人人権教育啓発推進センター「人権について考える 人権ってなんだろう？ 2023」より一部抜粋）

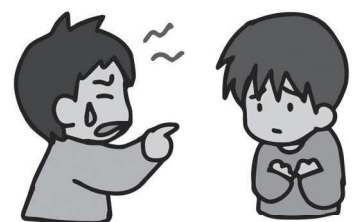


～差別発言ってどうして起こるの？～

「自分は差別をしていない」「差別はしてはいけない」と分かっているにもかかわらず、つい感情的になって相手を攻撃してしまい、それが差別発言として現れることがあります。差別するつもりはなくても、その言葉で相手を傷つけたり、間違った情報を広めることにもなります。それは心のどこかに間違った知識や偏見が残っているからです。

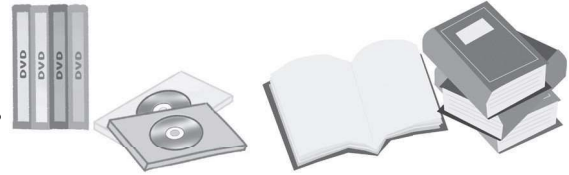
差別をしない・なくすために、

- ・無関心にならず、正しく知りましょう。
- ・思い込みや偏見を無くしましょう。
- ・他人のうわさ話などに流されず、自分自身で考えましょう。



～DVD・書籍の貸出しをしています～

九重町隣保館では、人権啓発に関連するDVD、書籍、絵本などの貸出しをしています。家庭や職場で観て、読んで、人権について考えてみませんか。お気軽にお越しください。



隣保館カラフルタイム開催

- 日 時：2024年1月24日(水) 9時30分～11時00分(送迎はありません)
- 場 所：九重町隣保館 2階展示室
- 参加申込：1月22日(月)締め切り

様々な活動を通して、人権について学び、交流することを目的としています。どなたでも参加できますので、九重町隣保館(☎76-2468)までお申し込みください。

※上履き、飲み物、タオルは各自でご準備ください

九重町隣保館人権学習会の開催

■テーマ：子どもの人権

■講 師：吉村 匠平 さん

(大分県立看護科学大学 准教授/九重町教育支援センターほっとスペース 教育相談員)

■日 時：2024年2月21日(水) 19時～

■場 所：九重町隣保館2階 展示室

今回は、九重町教育支援センターほっとスペースで教育相談員や、スクールカウンセラーをされている吉村さんをお招きし、子どもたちの心理や、九重町での事例などを中心に子どもの人権についてお話いただく予定です。

◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
1月24日(水)	カラフルタイム
1月25日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)



月 日	行 事 名
2月 2日(金)	生け花教室
2月 5日(月)	編み物教室
2月 6日(火)	パワーアップ教室
2月15日(木)	ハッスルシルバース(コスモス会)
2月19日(月)	編み物教室
2月21日(水)	九重町隣保館人権学習会
2月22日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)